

## 企業法研究

# 野外レクリエーション産業を支える 米国の自然アクセス制に関する一考察

富山大学学術研究部社会科学系准教授 神山 智美

## I はじめに

いわゆるコロナ禍となり、「おひとり様アウトドア」や「ソロキャンプ」というものの人気が高まっている。ソーシャルディスタンスを保ちながら比較的安全に楽しめるアクティビティとして人気に火が付いたようである(注 1)。それに関連してアウトドア市場も活気づいている。

国別のアウトドアブランド 200 選(注 2)において、圧倒的に数が多いのは米国 68 選である。これには米国民のレクリエーション傾向がアウトドア志向であることもあるが、こうした自然に親しむ行為を後押しするような積極的な土地利用を促す風土、コモン・ローおよび法制定等が大いに影響していると思われ、それらを雑駁ながらも歴史的に検討するのが本稿の目的である。

具体的には、米国のレクリエーションの特徴を踏まえ(II)、ニューイングランドのグレート・ポンド法(Great Ponds Law)(III)や狩猟の乱場方式の選択および公共信託理論(Public Trust Doctrine)(IV)、さらにはコモン・ローを踏まえて各州においてその利用を不動産権者(施設管理責任者)に限定しない代わりに不動産権者の責任を制限する趣旨である「レクリエーションを推進する制定法(有限責任レクリエーション法: Limited Liability Recreation Statute)」が存在している点、および 2020 年にドナルド・トランプ大統領が連邦法であるグレート・アメリカン・アウトドア法(Great American Outdoor Act)を成立させたことに注目した(V)。以上を踏まえ、若干の考察を加えた(VI)。

## II 米国のレクリエーションの特徴

### 1. 米国のレクリエーション産業

米国発のアウトドアブランドが多いことを前述した(注 3)。米国商務省の経済分析局(BEA: the Bureau of Economic Analysis)は、野外レクリエーションが米国経済に与える強力なプラスの経済的影響に関する最新の経済データを発表した(注 4)。この産業は、米国の GDP の 2.1%を占め、520 万人の雇用を支えており、7,880 億ドルの経済的アウトプットがあることを示している。

同報告書のハイライトは以下である。経済的成果の観点から、ボート/フィッシング、RVing

(レクリエーション・ビークルで出かけること)、ハンティング/シューティング/トラッピング、モーターサイクリング/ATV (All Terrain Vehicle : 全地形対応車、四輪バギー、クアッド)、およびスポーツ乗馬 (equestrian sports) は、従来型の上位 5 位までを占めるアウトドアレクリエーション活動である。こうしたアウトドアレクリエーションが各州の総 GDP の最大の割合を占める上位の州は、フロリダ州、ハワイ州、メイン州、モンタナ州、バーモント州、ワイオミング州である。また、米国の GDP 全体の中でアウトドアレクリエーションが最大の割合を占める上位 5 つの州は、カリフォルニア州、フロリダ州、イリノイ州、ニューヨーク州、テキサス州である。さらに、野外レクリエーション業界は、最近のグレート・アメリカン・アウトドア法の成立と相まって、すべてのアメリカ人が、アウトドアレクリエーション経済のメリットの享受と、私たちの公有地と水域 (our public lands and waters) にアクセスできるようにするための取組を強化している。

同レポートには、2018 年と 2019 年の両方の全国および州レベルのデータが含まれている。それを踏まえて、アウトドア産業協会 (Outdoor Industry Association) の常務理事 (executive director) であるリサ・アーンギーンブラグ (Lisa Aangeenbrug) 氏は、「コロナ禍においても米国人の 69% は、野外で心身の健康のために過ごしたいと考えており、近隣の公園や国立公園での安全な距離を確保しての社会的な活動を希望している。レクリエーションの持つ健康とウェルネスに関する利点は疑いようもない」としている。加えて、全米 RV パークとキャンプ場連盟 (National Association of RV Parks and Campgrounds) の社長兼 CEO であるポール・バンベイ (Paul Bambei) 氏は、北米全体で 3,000 を超えるプライベートパークの不動産権者とベンダーを代表しており、ORSA (Own Risk and Solvency Assessment : リスクおよびソルベンシーの自己評価) データを使用して、彼らは経済に実行可能な貢献者であると主張している。

以上のように、米国の野外レクリエーション産業は、経済成長が高く見込まれる領域の一つであり、その傾向はコロナ禍であっても衰えることはない。こうした時流を背景に、公有地と水域の保全を促進して野外レクリエーションに提供する連邦法も成立しているし、プライベートパークの連盟の発言権も高くなっていることが確認できる。

## 2. 米国レクリエーションの特徴—体験型観光

米国のレクリエーションは公有地におけるダイナミックな自然アクセスと、「コト消費」(「モノ消費」が、消費者がお金を使う際に、所有に重きを置いて物品を買うことであるのに対して、「コト消費」は、消費者が所有では得られない体験や思い出、人間関係に価値を見いだして、芸術の鑑賞や旅行、習い事や作品作りといったレジャーやサービスにお金を使うこと。) がその特徴である。

とはいえ、連邦政府の労働統計局 (Bureau of Labor Statistics) による日常生活における 15 歳以上の者の平均的な一日の余暇時間の使い方調査 (合計余暇および運動時間は 4 時間 59 分) (注 5) では、第 1 位がテレビを見る (2 時間 47 分)、第 2 位が周囲とのコミュニケーション

ョン (41 分)、第 3 位が読書 (19 分)、第 4 位がスポーツやエクササイズへの参加 (18 分) (以下略) というように、現行の日本人と大きく異なることはないと思われる。

だが、米国は、レクリエーションにお金をかける社会である。サウスウィック協会 (Southwick Associates) は、アウトドアレクリエーションが、どのように国内経済とより強いコミュニティを生み出すかについてより深く調査している(注 6)。それによれば、アウトドア産業協会 (Outdoor Industry Association) は、およそ 8,870 億ドル(およそ 100 兆円(2017)) が 1 年間に消費されていること、および、760 万人のアメリカ人が直接これらの業務に携わっていることを明らかにしている。

具体的にどのようなレクリエーションがポピュラーかという点では、例としてワシントン州とコロラド州でのレクリエーションへの参加率を見る。ワシントン州でのレクリエーションへの参加率 (2017 年) (注 7) は、第 1 位はウォーキングで 94%、第 2 位は自然に親しむ活動 (Nature Activity) で 89%、第 3 位は公園でのレジャー (Leisure Activities at park) で 82%、第 4 位はスイミングで 68%、第 5 位は観光 (Sightseeing Activity) で 67%、第 6 位はハイキングで 61%、第 7 位はアウトドアスポーツで 48%、第 8 位が水に関する運動 (淡水) で 46%、第 9 位がキャンプ (Camping) で 45%、第 10 位がトレンドアクティビティ (Trending Activities) 33% (以下略) であった。また、コロラド州の人々が特定の活動に従事した日数 (2018 年 : U.S. Census Data による) (注 8) は、第 1 位がウォーキングで 74%、第 2 位がハイキング/バックパッキング (backpacking) で 52%、第 3 位がピクニック (Picnicking) で 32% とテントキャンプ (Tent Camping) で同じく 32%、第 5 位が魚釣り (Fishing) で 29%、第 6 位がグラウンド活動 (Playground Activities) で 28%、第 7 位がジョギング/ランニング (野外) で 27%、第 8 位がスキー/スノーボードで 27%、第 9 位が野生生物観察 (Wildlife Viewing, バードウォッチング含む) で 26% と RV キャンプ (RV camping/cabins) が同じく 26% である。いずれも全般に自然に親しむ行為は人気が高いことがわかる。

さらなる全般的な傾向として、日本の観光庁の調査 (出所 : OECD 「Tourism Trends and Policies 2018」) (注 9) による外国人旅行者一人当たりの娯楽サービス費の平均単価を見ると、第 1 位はオーストラリアで 16,802 円、第 2 位はアメリカで 16,740 円、第 3 位はカナダで 6058 円、第 4 位は日本で 4,220 円、第 5 位はフランスで 3,609 円となる。さらに、外国人旅行消費総額における娯楽サービス費の割合は、第 1 位がアメリカで 12.2%、第 2 位がフランスで 11.1%、第 3 位がカナダで 10.9% となり、オーストラリア、アメリカ、フランスおよびカナダがレクリエーション、とりわけコト消費の先進国といえる。

以上から、米国のレクリエーションの特徴は、レクリエーションは一大産業であり、消費者がレクリエーションにお金をかける傾向にある。そして、それは、物の所有のみではなくコト消費にも支出をいとわないことがうかがえる。さらに、そのレクリエーションのコンテンツとしては、自然と親しむ活動が多いことから、公有地はもとより民有地においても自然と親しむ活動が展開されていることが認識できる。

### III 歴史—Great Ponds Law (ニューイングランド)

自然と親しめる条件の確保が重要であるところ、メイン州、マサチューセッツ州およびニューハンプシャー州には、19 世紀以前から存在する英国法を法源とするグレート・ポンド法 (Great Ponds Law) という実定法が存在する。

これは、ニューイングランド地方において、10 エーカー (40,000 m<sup>2</sup>) を超える自然の水域 (池または湖) は公用水面とされ、公の用に供されていたことに由来する。この内容が、特定のニューイングランド地方の州では、コモン・ローと成文法の両方に存在している。

まず、コモン・ローについては、1889 年 12 月、ニューハンプシャー州最高裁判所における次の判決 (*Concord Mfg. Co. v. Robertson*, 66 N.H. 1, 25 A. 718, 1889 N.H. LEXIS 2) でも以下のように説明されている。この案件は、当初、王が住民に土地を与え、住民らが地方自治体の町を形成した。土地の一部は民営化され、不動産権者に譲渡され、その不動産権者はその資産を次の不動産権者に譲渡した。こうしたなかで、いくつかの川と水流が不動産権者の流域に流れ込み、不動産権者が運営する工場を支えた。そこで、不動産権者は、この流域に流れ込んだ水域 (body of water) の公共利用を禁止することを求めて、不動産占有回復訴訟 (an ejectment action) を提起したものである。同州最高裁は、コモン・ローに従い、個人が氷を取り除く水域は池であり、公共の使用の対象であると判示した。しかし、裁判所はまた、不動産権者は彼らの所有物である空気、土地、および水を受け取る権利があると述べた。裁判所は、個人による池の使用は、不動産権者が運営する工場の特権を害することはないようになされねばならず、公衆が氷を取り除く権利は排他的なもの (exclusive) ではないと判断した。

こうしたコモン・ローが成分法化されたものとして、例えば、メイン州の刑法典 (Me. Rev. Stat. Ann. 17, §3860) の不法侵入 (Trespass) における「Great pond ; access or egress (グレート・ポンド ; アクセスと退出の権利)」については次のように規定されている。「徒歩の人は、未整備の土地から大きな池への出入りを拒否されてはならない。ただし、この規定は、グレート・ポンドからの水が公共用水源として利用される場合の水道会社または水道局 (water district) の土地への出入りには適用されないものとする。司法長官 (the Attorney General) は、上記の出入りを拒否された者の要求に応じて、公益 (public interest) の必要性に応じて、そのような出入りの権利を拒否した者を刑事上または民事上起訴するものとする。何人も、このアクセスまたは退出の拒否が発生した、または宣言された場合、公平な救済を求め、違反する人、パートナーシップ、企業、またはその他の法人に対して実際の懲罰的損害賠償を、管轄権を有する高等裁判所 (the Superior Court) に提訴することができる。この条項に違反した者は、100 ドル以下の罰金と、90 日以下の懲役に処せられる。」

マサチューセッツ州の一般法 (General laws) のパート 1 -XIX : 農業と保全 (Agriculture and Conservation)、Chapter 131: 内水面での魚釣り と 狩猟動物 および その他の天然資源 : Inland Fisheries and Game and Other Natural Resources) の 45 条 (グレート・ポンド : 公衆利用 : ルールと規則 : Great ponds : public use : rules and regulations) には、以下の記述がある。「狩

猟またはボートの目的で (for the purpose of hunting or boating thereon) 公の用に供され、特定の場所での漁業に関連する特別法の規定にかかわらず、州のすべての住民が (to all inhabitants of the commonwealth) 釣りやボート遊びに参加できるようにするものとする。ここでいうグレート・ポンドは、以下のような定義であり、カウンティごとにリスト化されている (2017 年 10 月改訂(注 10))。「グレート・ポンドとは、自然の状態ですべての池または湖と定義される。かつては自然の状態ですべての池または湖であったが、現在は小さくなっている池は、今でもグレート・ポンドと見なされている。」

以上のように、内水面は、コモン・ローにおいて公衆アクセスを確保される存在であり釣りやボート遊びに供されていたところ、それは現行の制定法の中にも受け継がれ息づいているのである。

#### IV 歴史—狩猟は乱場方式に/ 公共信託 (Public Trust Doctrine)

##### 1 乱場方式とは

これもニューイングランドに関するものである。米国における不動産権者と狩猟者との関わりは、日本と同様に乱場方式が主流である。なお、本章の記述の多くは拙稿「土地所有者の管理義務と狩猟者のアクセス権を考える：ペンシルバニア州を事例として(注 11)」を基にしており、それをご参照いただきたい。

まず、「乱場方式」とは、日本の鳥獣保護管理法 (2002 (平成 14) 年法律第 88 号) 17 条が規定する方式であり、「狩猟者は、明文で禁止されている区域および垣やさく等で囲まれた土地または作物のある土地以外で、法定猟法を守るのであれば、所有者等の許可を得ずともその所有者の土地で狩猟ができる方式」のことである。つまり、不動産権者は狩猟者に侵入してほしくなければ「垣やさく等」で囲うか、作物を栽培し続ける必要がある。

##### 2 ニューイングランドにおける自由狩猟 (free taking)

他方、米国では、主に 3 つの方式に分けられる。1 つ目は、乱場方式 (Free Taking : 自由狩猟とも訳される) で、26 の州 (2004 年当時) では、不動産権者等がもしも狩猟者の侵入を望まないのであれば狩猟者を侵入させないという「掲示 (Posting)」を要求する方法である。なかでも 24 の州には制定法 (いわゆる掲示法 (Posting Statutes)) においてこの事項が規定されており(注 12)、24 の州のうちの 9 つの州は、囲われていないまたは耕されていない土地についてのみ掲示を求めている。2 つ目は、1 つ目と同様の内容であるが、それが有限責任レクリエーション法 (レクリエーションにおける不動産権者と利用者の責任を定めた法律) ではなく、州刑法の不法侵入として規定されている 3 州 (2004 年当時 : ペンシルバニア州、ワシントン州、ウィスコンシン州) である(注 13)。3 つ目は、狩猟者は不動産権者等の許可を得ねばならないという州である。

以上のように方式が異なっているが、注目すべきは植民地時代の米国において、「乱場方式」が誕生したことである(注 14)。

歴史的には、14 世紀の英国では、狩猟は紳士のスポーツ (gentlemen's game) であると性格づけられていた(注 15)。その理由の最たるものは、土地所有者等のみが、彼らの所有する土地上の狩猟鳥獣 (game) を得る資格を与えられていると考えられていたからである(注 16)。

18 世紀になり同じく英国でこの問題に対してアカデミックな議論がなされた。まずウィリアム・ブラックストン卿 (Sir William Blackstone) が、土地所有者等は、その土地上の狩猟動物について本来的な権利 (inherent right) などもっていないと主張した。なぜなら、土地上の狩猟動物に対する権利は、王からの授権に基づくものであって、これらの権利はより本来的には王に属するものである。とすれば、狩猟動物に対する権利は貴賤を問わず全員に与えられるものであろうと考え、自由狩猟 (free taking) という考え方を示した(注 17)。これに対して、エドワード・クリスチャン教授 (Professor Edward Christian) は、もはや王は私有地にいる狩猟動物に対しての権利を持たないのであり、土地所有者等は彼らの土地上の狩猟動物に関して排他的権利を有すると主張した(注 18)。

米国 (ニューイングランド) では、当初はクリスチャン教授の説が支持されていた。だが、ブラックストン卿の自由狩猟が可能であるという説が次第に席卷することになった(注 19)。その理由として大きくはlund教授 (Thomas A. Lund) によれば、2 点あげられる。1 点目は、英国とは異なり、その理由は、米国では野生鳥獣が捕獲されすぎるという心配もなく、加えて、ニューイングランドでは農業は重要な生業であったにも関わらず、野生鳥獣は農業を妨げる存在であったためでもある(注 20)。2 点目は、「新世界では、狩猟動物はスポーツの問題ではなく、むしろ食べ物や衣類の源だった」からである(注 21)。

### 3 公共信託 (Public Trust Doctrine)

こうした理論が、制定法化されてきたのが 17 世紀であった。はじめに、ニューイングランドの人たちには、湖で魚や野鳥を獲るために開発されていない私人の土地の上を横切る権利が法律によって許された(注 22)。続いて、囲われていない他人所有の土地 (unenclosed land) に狩猟者が入る権利を州の憲法によって保障するという事になった。これはペンシルバニア州憲法(注 23)とバーモント州憲法(注 24)において達成された(注 25)。殊にペンシルバニア州では、1696 年という早い段階で草稿の中にこの権利は認められていた(注 26)。なお、現行のペンシルバニア州憲法 1 条 27 節には「自然資源と公の財産 (Natural resources and the public estate)」として「ペンシルバニアの公共の自然は、来るべき世代も含めてすべての人々の共通の財産であり、これらの受託者として、州政府がそれらをすべての人々のために保全し維持すること」が明らかにされている。狩猟動物は州有との扱いを含め、ここには政府が受託者として、州民共通の財産である自然資源を管理するという「公共信託 (Public Trust Doctrine)」という考え方が確認できる(注 27)。この公共信託理論は、北村喜宣教授 (上智大学) によれば (環境においては)、「海岸、公有地、大気・水・無主物である野生動植物などは公共的な財産であり、住民はそれが適切に管理されることを州に信託している」と考える。受託者としての州は、住民がそれらを利用することを妨げるような管理をしてはならない

とされる(注 28)」と説明されており、この理論は、米国のダイナミックな自然アクセスを支える基盤といえる。

## V 各地での展開からグレート・アメリカン・アウトドア法 (Great American Outdoor Act) 制定へ

### 1 各地での展開

この公共信託は、コモン・ローをその基礎に置くため、各地で多様な展開を見せている。その地の風土、歴史、自然資源および居住者等により変化してくるものと思われる。その詳細については、「45 の州における公共信託理論 (The Public Trust Doctrine in 45 States) (注 29)」として、ブラム教授 (Michael C. Blumm) によって編集され、まとめられている。

### 2 国家賠償請求の規定

公共信託理論が、全米において定着していることから、公 (州政府) は州民の財産である自然資源を州民の利用のために保全していることになり、その利用において不都合 (負傷など) が生じれば、賠償の責めに帰することになる。その規定は、連邦不法行為請求法 (Federal Tort Claims Act) になる。

例えば国立公園内における負傷事故に関しては、連邦不法行為請求法 (28USCA §§1346(b), 2671 以降) が存在しており、同条文に基づく判決の分析として、A.L.R. (American Law Reports by WEST) (注 30) も発刊されている。この報告書では、訪問者が被った死亡または負傷に対する不動産権者の責任について連邦裁判所が議論した、または決定した事件を数多く収集および分析している。

### 3 各州における私有地とオープンアクセスとの関係

また、レクリエーションと不動産権者の法的責任 (liability) にも、地域における文化的、歴史的 (住民の先祖やその由来 (ancestry of settlers))、かつ政治的な違いが影響していることが、ジェントル氏ら (Paul Gentle et al.) の研究によって次のようにまとめられている。

まず、文化的、歴史的かつ政治的影響を以下に述べる(注 31)。北部地域は、フランスとイタリアの祖先が重要な役割を果たした。イタリア人は、ヨーロッパとの貿易を復活させることに助力し、フランス人は、イギリス人が行ったようにアメリカンインディアンを征服しようと努力するのではなく、アメリカ人インディアンと取引し、交際し、軍事同盟を結んだ。西部地域の入植者は主にヒスパニック諸国から来ているので、ヒスパニック遺産の重要な文化的および法的側面が採用されている。さらに、米国東部に典型的な制限的な土地政策は、米国西部ではより緩和され、その地域を公衆利用に供するように想定されている。また、西部の草原の農場は、「家族経営の農場に十分な生活を提供するためには、東部よりもかなり大きくなければならない」という事実を認識する必要がある。その結果、広く開かれた空間というスタイルで落ち着いている。以上は、ジェントル氏らがまとめたものであり、彼らは

次の 2 つの結論を導き出した(注 32)。1 つ目は、南部では他の地域に比べて領土意識の高い人々がいることで何らかの影響があった可能性があり、西部地域はおそらくオープンランド政策を最もよく理解している人々が定住している。2 つ目は、すべてのアメリカ人の共通の遺産とされるものは、(米国創設の歴史として扱われ) 各部門の歴史的背景を上回るという扱いをされる可能性がある。

次に、ジェントル氏らは、以下の各地域（ここでは 4 地域に分類して）においてその傾向の概要を述べている(注 33)。

表 1：地域区分と所属州(ジェントル氏らの論文 Table:1 (p.52)から筆者作成)

北部地域：Northern Region/ English, Irish, Italian, Afro-American, French Canadian	Connecticut, Delaware, District of Columbia, Illinois, Indiana, Iowa, Maine, Maryland, Massachusetts, Michigan, Minnesota, Missouri, New Hampshire, New Jersey, New York, Ohio, Pennsylvania, Rhode Island, Vermont, West Virginia, Wisconsin
南部地域：Southern Region/ English, Irish, Scottish, Afro-American	Alabama, Arkansas, Florida, Georgia, Kentucky, Louisiana, Mississippi, North Carolina, Oklahoma, South Carolina, Tennessee, Texas, Virginia
ロッキーマウンテン地域：Rocky Mountain Region/ American- Indian, Mexican-American, European descent	Arizona, Colorado, Idaho, Kansas, Montana, Nebraska, Nevada, New Mexico, North Dakota, South Dakota, Utah, Wyoming
太平洋地域岸 Pacific Coast Region/ European ancestry, Afro-American, Mexican-American	California, Oregon, Washington

具体的には、北部地域は、北部は私有地が多く、公有地が少ないこともその特徴の一つであり、比較的公衆にアクセスが開かれている地域といえる。「アクセスは無料ですが、(立ち入るときには) 口頭で許可をとってください (ご一報ください)」が 1.1%で、全国平均値である 1.5%より低く、「No Requirements (アクセスへの要件は無し)」としている不動産権者は 16.8%おり、全国平均値である 15.0%より高い。さらに、不動産権者の 51.2%が料金を課していた(注 34)。

次に、南部地域は公有地も少ないが、その不動産権者は、公衆が彼らの土地を使うことには消極的である。「アクセスは無料ですが、(立ち入るときには) 口頭で許可をとってください (ご一報ください)」が 2.1%で、全国平均値である 1.5%より高く、「No Requirements (アクセスへの要件は無し)」は、11.9%と全国平均値 15.0%より低い。有料での利用に供しているケースは 42.8%と全国平均値の 47.0%より少なく、総じて、北部よりも閉鎖的な傾向が読み取れる(注 35)。

続いて、ロッキーマウンテン地域の最大の特徴は、公有地が 45.1%と、他の地域よりもかなり多く、全国平均値である 22.5%の 2 倍ということである。「アクセスは無料ですが、(立ち入るときには) 口頭で許可をとってください(ご一報ください)」が 1.3%で、全国平均値である 1.5%より低く、「No Requirements (アクセスへの要件は無し)」としている不動産権者は 16.8%おり、全国平均値である 15.0%より高い。有料での利用に供しているケースは、44.9%と全国平均値より少ない(注 36)。

最後に、太平洋側地域は進歩的である。これは、文化的背景(地域的気風)と関連しているともいわれる。つまり、ヒスパニック系の存在が影響しており、コミュニティの住民への責任ということが勘案されていると考えられる。概して、レクリエーションは私有地上でも許可されている。さらに、西部地域には公有地が多いこともあり、不動産権者が、公衆のアクセスに比較的積極的である。というのも、公有地上におけるレクリエーションの存在が、不動産権者らに彼らの土地を公衆に供する気風を形成しているからである(注 37)。

#### 4 有限責任レクリエーション法の制定へ

不動産権者が、公衆にその所有する土地を供する場合、心理的負担の最たるものは、当該公衆が負傷した場合に責任を取らねばならないことである(注 38)。それゆえ、レクリエーションのための不動産へのアクセスに影響を与える財産権の重要な要素は、土地への訪問者が負傷したことに伴い不動産権者が負うことになる責任リスクといえる(注 39)。

そこで、例えば狩猟という負傷を伴うことも少なくはない一つのレクリエーションに関して検討すると、有限責任レクリエーション法により、不動産権者にその責任からのある程度の保護(免責)を与えている州が少なくない。これは、「土地の単なる不動産権とその土地で訪問者が負傷したという事実は、負傷の責任を推定するものではない。」という考え方に基づくものであり、不動産権者が「行動すべき法的義務を果たさない」場合にのみ、不動産権者は訪問者の負傷に対して責任を負うという考え方によるものである。

より具体的には、有限責任レクリエーション法は、州ごとに異なり、同法により不動産権者の責任が軽減され、不動産権者とビジネス契約を結ぶ人とは対照的に、土地の使用を許可された個人と不動産権者との過失割合には大きな違いが出てくることになる(注 40)。なお、各州における有限責任レクリエーション法については、センター教授(Terence J. Centner)の論稿(注 41)に詳しい。

#### 5 事例として—ノースカロライナ州の有限責任レクリエーション法

筆者は、拙稿においてペンシルバニア州における有限責任レクリエーション法とその改正について紹介している。概してペンシルバニア州では、有限責任レクリエーション法である「土地と水のレクリエーション利用に関する法 (Recreational Use of Land and Water Act : RULWA) 1966 年制定」により、「伝統的な不動産権者の責任 (traditional landowner liability) : 日本法でいえば、本稿注 48 で示したものに類似の責任である。」と、彼らの「私有地をパブ

リック・アクセスに供することにより公衆を招き入れレクリエーション活動を許可したことによって生じる責任」のいずれをも制限している(注 42)。

本節では、ノースカロライナ州について言及する。そもそもノースカロライナ州には、負傷した当事者が「ライセンシー」または「招待された者」のいずれとして不動産上に存在したかという区分に応じて、負傷者からの不動産権者への損害賠償請求事件において異なる法的基準を適用するというコモン・ローが存在していた(注 43)。つまり、不動産権者が負うべき最大の注意は、「招待された者」として分類された参加者に対する合理的な注意の義務とされていた。具体的には、不動産権者は、自分の財産を合理的に安全に保ち、合理的な検査と監督によって発見される可能性のある隠れた危険や危険な状態を警告するために、通常の注意を払う義務を、招待された者に対して負っている。一方、「ライセンシー」に対する不動産権者の義務は、それほど厳しくない。不動産権者がライセンシーに負っている注意義務は、通常、ライセンシーに故意に負傷をさせたり、彼を危険にさらしたりすることを控えることである。したがって、ライセンシーは自分の責任で他の施設に入り、付随する危険にさらされながらライセンスを享受することになっている。

しかし、ノースカロライナ州最高裁判所は 1998 年にこの区別を廃止した(Nelson v. Freeland, 349 N.C. 615, 507 S.E.2d 882, 1998 N.C. LEXIS 849)。本件は、負傷者は、不動産権者がうっかりポーチ (on his porch) に置いたままにしていた棒につまづいて負傷した。そこで、負傷者は、不動産権者とその妻に対する損害賠償を求めて訴訟を提起した。本件で問われたのは、ポーチに棒を置いたままにする不動産権者の行為は、負傷した当事者に損害賠償を与える過失を構成することができるかというものであり、裁判所は、「できる (Yes)」と判断した。

裁判所は、事故当時の州法は、不動産権者が自分の土地に立ち入る人に負っている標準的な注意義務 (ケア) は、参加者が「ライセンシー」、「招待者」、または「侵入者」のいずれであるかという参加者のステータスに依存するというものであったと判示した。そのうえで、裁判所は、負傷者は、裁判所が採択した新しい規則に基づいて陪審員に指示された裁判を受ける権利があると判示した。

つまり、州法 (NC Gen Stat § 38A-4 : Chapter 38A. Landowner Liability § 38A-4. Limitation of liability) における不動産権者の責任は、不動産権者が合法的な訪問者を負傷等から保護するために「合理的な注意 (reasonable care)」を払わなければならないことを規定している。ここでいう合法的な訪問者には、「ライセンシー」および「招待者」のいずれもが該当している。そのため、裁判所は、州法の解釈においてコモン・ローによる「ライセンシー」と「招待者」の区別による取り扱いを分けることを排した。すなわち、新しい規則を採用し、すべての合法的な訪問者に対して標準的かつ合理的な注意を要求することとし、ライセンシーと招待者の区別を撤廃した。他方、裁判所は、侵入者について別の分類を保持した。これは、同州法が、不法な訪問者 (つまり、侵入者) の場合、不動産権者の唯一の義務は、侵入者に故意に危害を加えることを控えることであると規定していると解釈し、したがって、警告義務を含む合理的な人の基準 (the reasonable person standard) は適用されないとした。あわせ

て、裁判所は、新しい基準（規則）が遡及的に適用されるべきであるとも認定した。

以上により、現在、ノースカロライナ州の法律では、すべての合法的な訪問者に対して同じ基準の注意義務（ケア）を果たすことが、不動産権者に義務付けられている。

## 6 事例として—テキサス州における有限責任レクリエーション法と保険の関わり

前述のセンター教授は、その論稿の中でテキサス州における有限責任レクリエーション法と保険との関わり(注 44)にも言及されており、その部分を以下に紹介する。

テキサス州の有限責任レクリエーション法は、入場料を課すことを認めている。ただしそれは施設の広告従価税（the premises' ad valorem taxes）で定められた金額より少ない場合、または賠償責任保険の補償範囲が十分な場合に限られている（C TEX. CIV. PRAC. & REM. CODE ANN. §75.003(2) (Vernon 1997 & Supp. 2000)）(注 45)。

そのため、保険適用のある場合の不動産権者（レクリエーション活動提供者）の責任の上限は、次のように決められている。まず、テキサス州議会は、負傷したレクリエーション利用者が回復できる総額（amount）の制限に関連して、不動産権者の責任を考慮した。テキサス州の有限責任レクリエーション法には、農地（agricultural land）の適格な不動産権者の金銭的損害賠償を、1人あたり 50 万ドル、人身傷害または死亡の発生ごとに 100 万ドルに制限する条項が含まれている。これらの人身傷害の上限額（personal injury lid）とは別に、発生（each occurrence）ごとに 10 万ドルの物的損害または物的損害の制限（limit）もある（TEX. CIV. PRAC. & REM. CODE ANN. § 75.004(a) (Vernon 2000)）。

こうした規定を背景に、民間の不動産権者は、自身が保有する不動産上で発生した傷害を補償するのに十分な損害保険（liability insurance）に加入している場合にのみ、この保護の対象となることが定められている。より具体的には、テキサス州法に基づく保険の補償範囲は、発生ごとに 100 万ドル必要と規定されている（TEX. CIV. PRAC. & REM. CODE ANN. § 75.004(b) (Vernon 2000)）。不動産権者の責任の上限設定は、レクリエーションによる傷害に対する多額の保険金の存在を条件としている。したがって、不動産権者等は、損害保険を確保することで、有限責任レクリエーション法の保護を受ける資格を得ることができる。

他方、レクリエーション保険に関しては、不動産権者は同法によりリスクを最小限にすることができるゆえに、不動産権者に保険加入までも認めることが不公平ではないのかという指摘、および、レクリエーションを行う人も各種の保険に加入しており、それはレクリエーションにおける負傷をカバーしているケースもあるという重複を問題視する意見もある。そのため、保険と制定法との連携には「コースの定理」（コース教授（Ronald Harry Coase）による、取引費用（取引コスト）を想定しなければ、市場に委ねることによって、過不足なく最適な配分が達成されうるという考え方）を利用すべきとする慎重な議論等もある(注 46)。

こうしたところ、筆者は、テキサス州の有限責任レクリエーション法のように、有償のレクリエーション活動の場の提供者である不動産権者が、保険加入することが可能であり、そ

れが有限責任レクリエーション法とリンクしている法的仕組みに賛同している。

というのも、不動産権者は、レクリエーションを実際に楽しむ人から受益者負担として少額を徴収し、それをレクリエーション保険の掛け金とする仕組みをとるのである。こうすることによって、不動産権者の土地は、有限責任レクリエーション法により責任が免責されることになる。レクリエーションを実際に楽しむ人には、有償にはなるものの、それは少額であり、それによって損害保険として負傷等への填補がなされるのであるから、合理的ともいえる。とりわけ、狩猟や釣り等の一定の危険性を伴うレクリエーションには、少額の入場料で大きな補償が得られるのであれば、むしろ有益であろう(注 47)(注 48)。

## 7 グレート・アメリカン・アウトドア法 (Great American Outdoor Act) 制定へ

2020 年 4 月 4 日、米国連邦議会は、国立公園局 (the National Park Service)、連邦魚類野生生物局 (the United States Fish and Wildlife Service)、土地管理局 (the Bureau of Land Management)、森林局 (the Forest Service)、およびインディアン教育局 (the Bureau of Indian Education) の維持管理、ならびに、土地および水保全基金 (LWCF : the Land and Water Conservation Fund) に恒久的な専用の資金を提供するための必要性に対処すること等を目的として、合衆国法典第 54 編を改正し、国立公園および公有地遺産修復基金 (National Parks and Public Land Legacy Restoration Fund) による恒久的な資金の提供と使用を確立した(注 49)。これが、グレート・アメリカン・アウトドア法 (116 P.L. 152, 134 Stat. 682, 116 P.L. 152, 134 Stat. 682) であり、ドナルド・トランプ大統領によって署名された(注 50)。

同法の内容は大きく以下の 2 点である。1 点目は、LWCF に 1 年あたり 9 億ドル (およそ 1,000 億円) という資金を完全かつ恒久的に提供すること、2 点目は、アメリカの国立公園のメンテナンス要望に対処するために 5 年間で 95 億ドル (年間 19 億ドル/5 年間でおよそ 1 兆円、年間およそ 2 千億円) を提供することである(注 51)。

同法には、資金の使途が規定されておりその一つにレクリエーションの公衆アクセスも掲げられている (§ 200303. Availability of funds, (c) ALLOCATION AUTHORITY. ,(3) RECREATIONAL PUBLIC ACCESS)。より具体的には、「この条文に基づき基金から支出される予算は、200306 条(c)に基づく狩猟、釣り、レクリエーション射撃 (recreational shooting)、またはその他の野外レクリエーション目的のためのレクリエーションの公衆アクセス (recreational public access) の要件と一致するものとする」という内容である。

しかし、2020 年 11 月 9 日、トランプ政権の内務長官 (Interior Secretary) であるデビッド・バーンハート (David Bernhardt) は、地方自治体に LWCF による土地取得 (収用) に対する拒否権を与える規則を実施した。また、トランプ政権は、同法が要求するよりも大幅に少ないプロジェクトしか提案しなかった。そのため、同法は十分にはその機能を発揮していなかった。

その後、トランプ政権に替わったバイデン政権は、トランプ政権の規則を覆した。2021 年 2 月 11 日、米国内務省当局者は、地方自治体に LWCF による土地取得 (収用) に対する拒

否権を与える規則の実施を取消した。スコット・デ・ラ・ベガ内務長官代理 (Acting Interior Secretary Scott de la Vega) は、共和党と民主党の両方からトランプ政権は、50 年以上にわたって数十億ドルの自然保護活動に支払われたプログラムを変更して彼らの希望を無視したと批判されていたデビッド・バーンハート前長官による 2020 年 11 月の命令を撤回した。内務省のシャノン・エステノス主席長官代理 (Principal Deputy Assistant Interior Secretary Shannon Estenoz) は、声明の中でのように述べている。「今日の内務省の行動は、アメリカで最も成功し人気のある自然保護プログラムの 1 つに対する私たちのサポートを確認するものである。この成功したプログラムをさらに強化して、都市部やサービスの行き届いていないコミュニティにおけるハイカーやスポーツを楽しむ人にまで、すべてのコミュニティが、自然と素晴らしいアウトドアにアクセスできる (have access to nature and the great outdoors) ようになることを楽しみにしている。」(注 52)。

米国においては、自然へのアクセスおよび日常的なレクリエーションは、権利として認められており、そのためにも公 (連邦政府) は国民のレクリエーションの場の確保のための土地取得 (収用) とその保全に、今なお尽力していることが確認できる。

## VI 考察

以上、米国のレクリエーションの特徴を踏まえて、ニューイングランドのグレート・ポンド法や狩猟の乱場方式の選択および公共信託理論、ならびにコモン・ローを踏まえて各州においてその利用を不動産権者に限定しない代わりに不動産権者の責任を制限する趣旨である有限責任レクリエーション法というレクリエーションを推進する制定法、さらに、グレート・アメリカン・アウトドア法を解説し、これらの問題を歴史的かつ俯瞰的にとらえてきた。とりわけ、不動産権者によるレクリエーションの場の提供について、不動産権者およびレクリエーションを楽しむ人双方の法的責任 (Liability) を中心に検討してきた。

本稿のテーマは、米国の各州および連邦法による自然に親しむ行為を後押しするような積極的な土地利用を促す風土、コモン・ローおよび法制定等が、米国の多くのアウトドアブランドの確立に影響しているのではないかとすることを、雑駁ながらも、歴史的に概観しながら少しでも論証することであった。

結論としては、ニューイングランドにおけるグレート・ポンド法の存在、狩猟における乱場方式の採用、各州における公共信託理論の多様化と実装、および不動産権者とその土地でのレクリエーションによる負傷等に対する損害賠償等に関する各州のコモン・ローの存在とそれらを制定法化した各州のレクリエーションを推進する不動産権者の責任を減免する有限責任レクリエーション法の存在、ならびに、グレート・アメリカン・レクリエーション法の成立は、いずれも野外レクリエーションの場を公 (州・連邦) によって形成させる、または民間の不動産権者によって提供させる法政策として結実しており、米国の野外レクリエーション需要を支えてきたことは事実といえる。そのため、これらのレクリエーションの場を確保し、そのための公衆アクセスを制定法化により形成してきた法制度は、アウトド

ア産業の興隆に大いに影響していると考えられる。

また、テキサス州の有限責任レクリエーション法のように、レクリエーション保険（損害保険）を、レクリエーションを楽しむ諸個人が加入すべきかそれとも不動産権者が加入すべきか、それらを州法はどのように支援できるかという議論がされている点も興味深い。

さらに、それらに通底する各州の実態に根差した、州民の財産である自然資源を州民の利用のために保全することを州民から信託されているという公共信託理論の存在が、改めて確認できる。なお、こうした公共信託理論の各州における展開と、各州のコモン・ローおよび有限責任レクリエーション法との関係には、何らかの傾向や関連性があるのかという点は、引き続き検討していく必要があると心得ている。

加えて、本稿は歴史的かつ俯瞰的にとらえるあまりかなり雑駁な議論であるため、レクリエーションを権利と捉えての法制度の在り方を、個別に（例として、ウォータースポーツであれば、水域レクリエーション権（recreation water right（注 53））というものも存在する）検討していく必要があると筆者は捉えており、引き続きの課題とする所存である。

謝辞：本稿は、2021 年 7 月 18 日（日）開催の企業法学会研究報告会（於 筑波大学東京キャンパス & リモート）における拙報告「レクリエーション産業を支える自然アクセスに係る法制度に関する一検討」を基にしたものである。研究報告会における参加者からのコメント等にこの場をお借りして感謝申し上げます。なお本稿は、JSPS 基盤(B)86H03009a(研究代表：三俣 学教授(同志社大学))、基盤(C)20K01417 および JST・RISTEX 科学技術イノベーション政策のための科学 研究開発プログラム「農林業生産と環境保全を両立する政策の推進に向けた合意形成手法の開発と実践」(代表 香坂玲教授(名古屋大学)、JST、RISTEX、JPMJRX20B3)の助成を受けたものである。

## (脚注)

- (注 1) ロコミラボ「ソロキャンプとは | コロナ禍で高まる人気、アウトドア市場も拡大」  
<https://lab.kutikomi.com/news/2021/06/01/solocampoutdoor/> (2022 年 1 月 25 日最終閲覧)。
- (注 2) メンズファッションブランドナビ「【国別】アウトドアブランド全集 (海外・国内)」  
<http://mensbrand.rash.jp/outdoor-brand/> (2022 年 1 月 25 日最終閲覧)。順に、米国 68 選、日本 43 選、ドイツ 15 選、イタリア 14 選、スウェーデン 13 選、イギリス 9 選、フランス 8 選 (以下略) と続く。
- (注 3) 前掲注 2 は一つの指標であるが、ZThemes Studio「国別ブランド | アウトドアメーカー」  
<https://gear-profile.com/etc/book/outdoor-brand-list/> (2022 年 1 月 25 日最終閲覧) でも米国は最も多い。さらに、米国の野外レクリエーション製品の市場規模と予測 (Verified Market Research, <https://www.verifiedmarketresearch.com/product/us-outdoor-recreation-products-market/> (Last visited Jan.26, 2022)) によれば、米国のアウトドアレクリエーション製品市場は、2019 年から 2026 年まで 7.12% の年平均成長率 (CAGR : Compound Annual Growth Rate) で成長すると予想されている。ここで注目されているのは以下の事業者である。VF Corporation, Columbia Sportswear Company, Lululemon Athletica Inc., Nike Inc., Garmin Ltd., American Outdoor Brands Corporation, Brunswick Corporation, Deckers Outdoor Corporation, Columbia Sportswear Company, and Vista Outdoor Inc.
- (注 4) Outdoor Recreation Roundtable, “Updated Government Report Highlights Outdoor Recreation’s

- Positive National Economic Impact and in Every State*, <https://recreationroundtable.org/updated-government-report-highlights-outdoor-recreations-positive-national-economic-impact-and-in-every-state/> (Last visited Jan.26, 2022).
- (注 5) Bureau of Labor Statistics, American Time Use Survey, “*Leisure Time on an Average Day* (2015, Last modified date Dec.20, 2016)”, <https://www.bls.gov/TUS/CHARTS/LEISURE.HTM#:~:text=On%20an%20average%20day%2C%20adults%20age%2075%20and,and%20sports%20%20activities%20E2%80%94less%20than%20other%20age%20groups>. (Last visited Jan.26, 2022) .
- (注 6) Southwick Associates, “*Outdoor Recreation’s Economic Impact State-by-State Now Available*”, <https://www.southwickassociates.com/outdoor-recreations-economic-impact-state-by-state-now-available/#:~:text=Also%20produced%20by%20Southwick%20Associates%2C%20the%20national%20report,healthy%20economy%20and%20stronger%20communities%20across%20the%20country>. (Last visited Jan.26, 2022).
- (注 7) Recreation and Conservation Office, Washington State, “*Improve Equity*”, <https://www.rco.wa.gov/StateRecPlans/scorp/improve-equity/> (Last visited Jan.26, 2022).
- (注 8) Colorado Parks and Wildlife, “*Existing Conditions, Trends, and Projections in Outdoor Recreation*,” Table2 : 2018 Recreation activities ranked by number of respondents and the average number of days Coloradans engaged in a particular activity (only top ten activities provided) (p.16).
- (注 9) 国土交通省観光庁観光資源課 『「体験型観光コンテンツ市場の概観」世界のコト消費と海外旅行者の意識・実態の調査結果』 19 頁。
- (注 10) Mass. Gov, “*Massachusetts Great Ponds List*”, <https://www.mass.gov/doc/massachusetts-great-ponds-list/download> (Last visited February 03, 2022).
- (注 11) 拙稿 (2015) 「土地所有者の管理義務と狩猟者のアクセス権を考える : ペンシルバニア州を事例として」 富大経済論集 60 (3) 443 - 479 頁。
- (注 12) Mark R. Sigmon, *Hunting and Posting on Private Land in America*, 54 DUKE L.J.549, 558 (2004) .
- (注 13) *Id.* at 559.
- (注 14) 拙稿・前掲注 11) 451-454 頁。
- (注 15) THOMAS A. LUND, AMERICAN WILDLIFE LAW 8 (1980). See 13 RICH.2,C.13,§ 1(1389).
- (注 16) Sigmon, *supra* note 12, at 552-553.
- (注 17) LUND, *supra* note 15, at 20-21.
- (注 18) LUND, *supra* note 15, at 21-22.
- (注 19) LUND, *supra* note 15, at 20.
- (注 20) LUND, *supra* note 15, at 19.
- (注 21) Thomas A. Lund, *Early American Wildlife Law*, 51 N.Y.U. L. Rev. 703, 704 (1976) : Herbert E. Locke, Right of Access to Great Ponds by the Colonial Ordinance, 12 Maine L. Rev. 148, 150 (1919) .
- (注 22) LUND, *supra* note 15, at 24. : Barrows v. McDermott, 73 Me.441(1882).
- (注 23) See. PA. CONST.of 1776,§43. ただし 1790 年改正によってこの条項は削除された。
- (注 24) See. VT. CONST. of 1777,§39. この条項は§67 として現存している。
- (注 25) Mark R. Sigmon, *Hunting and Posting on Private Land in America*, 54 DUKE L.J.549, 556 (2004) .
- (注 26) *Id.* at 556
- (注 27) By Michael C. Blumm and Lucus Ritchie, *Symposium Article: The Pioneer Spirit and the Public Trust: The American Rule of Capture and State Ownership of Wildlife*, 35 Env'tl. L. 673, 693-696 (2005).
- (注 28) 北村喜宣 『環境法 (第 5 版)』 (弘文堂,2020) 553 頁。
- (注 29) Michael C. Blumm, “The Public Trust Doctrine in Forty-Five States” Lewis & Clark Law School Legal Studies Research Paper, Last revised: 13 Feb 2015 [https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract\\_id=2235329](https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=2235329) (Last visited February 04, 2022).
- (注 30) Kurtis A. Kemper, *Liability of United States Under Federal Tort Claims Act (28 U.S.C.A. §§ 1346(b), 2671-2680) for Death or Injury Sustained by Visitor to Area Administered by National Park Service*, 177 A.L.R. Fed. 261
- (注 31) Paul Gentle, John Bergstrom, Ken Cordell and Jeff Teasley, Private Landowner Attitudes Concerning Public Access for Outdoor Recreation, *Journal of Hospitality & Leisure Marketing*. Vol. 6(1), 47, 52-53 (1999).

- (注 32) *Id.* at 53.
- (注 33) *Id.* at 56-59.
- (注 34) *Id.* at 54,57-58.
- (注 35) *Id.* at 54, 58.
- (注 36) *Id.* at 54.
- (注 37) *Id.* at 54, 58-59.
- (注 38) Robin Cheryl Miller, *Effect of statute limiting landowner's liability for personal injury to recreational user*, 47 A.L.R.4th 262 (2021).
- (注 39) Ronald Kaiser and Brett Wright, *Recreational Access to Private Land: Beyond the Liability Hurdles*, *Journal of Soil and Water Conservation*, November-December: 478-481. (1985).
- (注 40) *Id.*
- (注 41) Terence J. Centner, *Revising State Recreational Use Statutes to Assist Private Property Owners and Providers of Outdoor Recreational Activities*, 9 *Buff. Env'tl. L.J.* 1, 18-24(2001).
- (注 42) 拙稿・前掲注 11) 462-463 頁。
- (注 43) Robert Bardon, “Land Ownership, Liability, and the Law in North Carolina -Woodland Owner Notes” NC State Extension, Publication date: Aug. 27, 2019 <https://content.ces.ncsu.edu/land-ownership-liability-and-the-law-in-north-carolina> (Last visited February 04, 2022).
- (注 44) Center, *supra* note 41, at 23-24.
- (注 45) Center, *supra* note 41, at 22-23.
- (注 46) Robert Heidt, *The Avid Sportsman and the Scope for Self-Protection: When Exculpatory Clauses should be Enforced*, 38 *U. Rich. L. Rev.* 381,471 (2004)。
- (注 47) 日本においては、民間のレクリエーション保険との兼ね合いでは、国立公園特別地域内の周回路の架け橋において発生した人身事故（最判昭和 50 年 11 月 28 日裁時 680 号 2 頁）や、国立公園内の遊歩道等における落枝事故による遊歩道利用者の傷害（東京高判平成 19 年 1 月 17 日判自 288 号 41 頁）が、公園管理者である国や自治体の責任とされた案件等もある。特に後者には、「相手は自然なのに、やたらに管理責任を問うと、遊歩道がどんどん狭められてしまう」として、訴えた原告側にも批判が集まった。しかし、もし負傷したときに管理者の責任が問われねば、我々は安心して遊歩道を利用できなくなる。そうしたリスク回避のためにも、民間レクリエーション保険への依存は高まり、高額な掛け金となることが予想される。そうしたことからレクリエーションを楽しむ人たちを守った判決とも評価できる。つまり、国家賠償を認め、税金で人が人の治療費などを補償したということは、「皆で（税金で）」助ける仕組みを構築して安心していそしめるレクリエーション環境を整備したということにもなる（拙著『行政争訟入門 第 2 版』（文真堂,2021）100 頁）。
- (注 48) 日本においては、民有地へのアクセスに関しては、不法侵入は犯罪ではあるが、ある程度の事故防止措置がなされていても、侵入できるようになっている土地に入った人が負傷した場合には、賠償請求される事例もある。こうした案件では、不法侵入防止措置や自己防止措置が取られている程度に応じて、過失相殺が認められる。米国の有限責任レクリエーション法は、これらの防止措置がされている場合に、土地所有者または占有者（事業者）の責任を免ずる効果もある（拙稿・前掲注 11) 462-463 頁）。
- (注 49) Great American Outdoors Act (PUBLIC LAW 116–152, August. 4, 2020) [H.R. 1957].
- (注 50) Environment and Energy Daily, “Public Lands : Interior misses Great American Outdoors Act Deadline” , *Top Stories* 10(9), November 3, 2020.
- (注 51) Paul Rogers, “Billions for National Parks as Historic Bill becomes Law”. *The Mercury News*, PUBLISHED: August 4, 2020 at 8:14 a.m. | UPDATED: August 5, 2020 at 4:55 a.m. <https://www.mercurynews.com/2020/08/04/billions-for-national-parks-as-historic-bill-becomes-law/> (Last visited February 10, 2022).
- (注 52) Matthew Brown, “US Agency cancels Trump Policy on Conservation Purchases”, *AP News*, February 12, 2021 <https://apnews.com/article/billings-david-bernhardt-d68b9aa8a4a78ea8c3d05e8c3694274a> (Last visited February 10, 2022).
- (注 53) Glenn E. Porzak, Steven J. Bushong, P. Fritz Holleman, & Lawrence J. Macdonnell, *Recreation Water Rights : "The Inside Story"*, 10 *U. Denv. Water L. Rev.* 209 (2007).